

所管部課	教育部青少年課	部長	田口 茂夫
件 名	東大和市立児童館直接来館事業実施要綱について		
	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例、東大和市立学童保育所条例施行規則 東大和市立児童館条例	
	部課機関		
1. 要 旨 ランドセル来館事業の対象者を学童保育所の入所が保留となった児童に限定することに伴い、これまで同事業を利用していた「学童保育所への入所を希望しない児童」等の安心・安全な居場所の確保及び健全育成を図るため、児童館における「直接来館事業」のスキームを創設し、その実施要綱を制定するものである。 (1) 主な制定内容 ア 保護者が労働等の理由により自宅に不在等の児童が、放課後に自宅に帰宅することなく児童館へ直接来館する事業として位置付ける。 イ 学童保育所の入所基準に該当する児童を基本としつつ、これまでランドセル来館事業の対象であった「求職中のひとり親の児童」に加え、新たに「保護者が育児休業中の児童」を対象に加える。 ウ 紙媒体による申請に加え、電子システムによるオンライン申請を可能とする。 (2) 施行日 令和9年4月1日 ただし、当該事業の利用承認等に関する規定は、施行日前から対応できるよう規定。 (3) 影響及び効果 ア これまでランドセル来館事業を利用していた「学童保育所への入所を希望しない児童」等の居場所を確保できる。 イ 対象に「保護者が育児休業中の児童」を加えることで、令和8年6月29日付けこども家庭庁通知（「放課後児童健全育成事業における保護者が育児休業期間中の取扱いについて」）との整合を、一定程度、図ることができる。 ウ 電子システムによるオンライン申請を可能とすることで、利便性の向上を図ることができる。 エ 直接来館事業においては、児童の来館及び降館に係る管理を実施しないため、限られた職員のリソースを児童の安全管理へ振り向けることができる。			
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和8年7月24日開催の令和8年第7回教育委員会定例会において報告済み。			
3. 留意事項（問題点等） ランドセル来館事業とは異なり、直接来館事業においては児童の来館及び降館に係る管理は実施しないが、その代替え措置として、各児童館にスクールメールシステムの受信機を配備したため、必要に応じて利用可能な状況である。			
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、関連事務を速やかに進めたい。			
5. 審議結果 了承			